

# 令和 5 年財務監査（定期監査）等の中間結果及び財務監査（随時監査）の結果について

監査委員は、令和 5 年 1 月 12 日から 4 月 28 日までの間に、出先機関 352 か所のうち 97 か所について財務監査（定期監査）及び行政監査を実施し、28 か所で 32 件の指摘事項が認められました。また、令和 5 年 3 月 29 日に、本庁機関 1 か所について財務監査（随時監査）を実施し、1 件の指摘事項が認められました。

## 【令和5年財務監査（定期監査）等の中間結果について】

実施箇所数	指摘事項が認められた		内 訳			
	箇所数・件数		不適切事項		要改善事項	
	箇所数	件数	箇所数	件数	箇所数	件数
97	28	32	28	32	0	0

（参考） 令和4年の中間結果

90	27	35	27	35	0	0
----	----	----	----	----	---	---

不適切事項とは、「法令等に違反するもの」「不経済な行為又は損害が生じているもの」「事務処理等が適切を欠くもの」などに該当するものです。

要改善事項とは、「経済性、効率性又は有効性の観点から改善が必要なもの」「事務・事業の執行に当たり、今後、改善又は見直しが必要なもの」に該当するものです。

### 特記すべき不適切事項

#### 1 金額的に特記すべき事案

##### (1) 過大支出又は収入不足の指摘でその規模が 5 万円以上のもの

###### ○契約額が過大であったもの

- 企海第 19 号海老名市柏ヶ谷 608 番地付近配水管改良工事の変更設計額の積算に当たり、変更で追加した基準点の保全測量に係る費用について、土木工事標準積算基準書に基づき、現場管理費及び一般管理費等の積算対象外とすべきところ、これを積算対象に含めていたため、変更後の設計額（93,357,000 円）が 176,000 円過大であった。その結果、変更後の契約額（91,375,900 円）が 172,700 円過大であった。

（企業庁 神奈川県企業庁海老名水道営業所）

##### (2) 支払不足又は過大徴収の指摘でその規模が 10 万円以上のもの

###### ○契約額が過小であったもの

- 令和 3 年度急傾斜地崩壊対策工事（ゼロ県債）（その 1）の変更設計額の積算に当たり、公共工事設計労務単価等の改定に伴う請負代金額の変更に係る受注者との協議に基づき、改定後の労務単価で積算すべきところ、誤って改定前の労務単価で積算したため、変更後の設計額（27,720,000 円）が 143,000 円過小であった。その結果、変更後の契約額（26,056,800 円）が 134,200 円過小であった。

（県土整備局 神奈川県西土木事務所小田原土木センター）

(3) 上記(1)又は(2)には該当しないが、収入又は支出に関する指摘でその規模が100万円以上のもの（契約手続に関するものを除く。）

○科目を誤って執行したもの

- ・ 近代美術館鎌倉別館機械警備機器賃貸借等契約（長期継続契約、契約総額2,944,110円）について、契約には、機械警備機器の賃貸借のほか受託業者による監視業務や機器の保守管理業務が含まれており、これは県の庁舎等における一般的な機械警備委託契約に含まれる業務と同様の業務内容であるため「(節)委託料」で執行すべきところ、「(節)使用料及び賃借料」で執行していた。

（教育委員会 神奈川県立近代美術館）

(4) 財産管理に関する指摘でその規模が100万円以上のもの

○財務規則で定める手続きを行っていなかったもの

- ・ 指定管理者から無償で譲渡を受けたカラー複合機等備品29点（価格計4,493,713円）について、物品の出納の通知や備品台帳への記録など、神奈川県財務規則で定める必要な手続きを行っていなかった。

（県土整備局 神奈川県横須賀土木事務所）

(5) 契約手続に関する指摘でその規模が1,000万円以上のもの

○変更契約の締結が遅れたもの

- ・ 国道134号湘南大橋（下り線）P7耐震補強工事（契約額279,510,000円）について、契約期間の延長に当たり、契約書で定める工期末である令和4年7月29日までに変更契約を締結すべきところ、同年8月9日に締結していた。

（県土整備局 神奈川県平塚土木事務所）

令和5年財務監査（定期監査）等の中間結果の詳細については、別添1のとおりです。

なお、10月中旬に、今回の中間結果の報告分を含めた令和5年財務監査（定期監査）及び行政監査の結果について、改めてお知らせする予定です。

## 【財務監査（随時監査）の結果について】

令和4年の財務監査（定期監査）及び行政監査において、くらし安全防災局防災部危機管理防災課が予算執行に当たり科目を誤っていた事態を不適切事項として指摘したことから、同課からの執行依頼に基づき、同局における経理に関する事務を集約して行うこととなる同局総務室に対し、財務監査（随時監査）を実施しました。その結果は別添2のとおりです。

### 問合せ先

---

神奈川県監査事務局総務課

課長 塩野 電話 045-285-5053

副課長 芳賀 電話 045-285-5054